

横浜商科大学研究活動上の不正行為防止計画

平成 28 年 4 月 1 日制定

令和 3 年 11 月 27 日改正

最高管理責任者決定

横浜商科大学（以下「本学」という。）において、研究活動上の不正行為を防止するため、「横浜商科大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程（以下「防止規程」という。）」第 5 条第 3 項に基づき、次のとおり、不正行為防止計画を策定する。

不正行為防止計画は、必要に応じて見直しを行うものとする。

不正行為防止計画

事 項	防 止 計 画
研究者等への支援	統括管理責任者は、研究経験の浅い研究者等に対し、防止規程及びその他関係法令等を遵守し、自立した研究活動を遂行できるようにするため、広範な支援及び助言を行う。
研究倫理教育の実施	研究倫理教育責任者は、「防止規程」第 3 条第 1 項第 3 号で定める研究倫理教育を、原則として、次の対象者毎に定期的を実施する。ただし、本学の学部学生及びその他研究に携わるすべての者に対する研究倫理教育は、専攻及び研究分野の特性に応じた学修方法等により実施するものとする。 (1) 本学の専任職員、研究員及び法人役員 (2) 本学の学部学生 (3) その他、研究に携わる本学の者
研究データ等の保存	研究者は、「防止規程」第 4 条第 3 項に基づき、研究データを適切に管理する。 また、研究活動不正防止推進委員会は、研究データ等の管理が適正に行われているか適宜確認するものとする。
実施状況の報告	研究倫理教育責任者は、前年度に実施した研究倫理教育、及びその他具体的な不正行為防止の取組みを、統括責任者に毎年報告する。 また、必要に応じて行った措置等がある場合は、併せて報告するものとする。